

令和4年第1回臨時会

東京都後期高齢者医療広域連合議会会議録

令和4年7月28日

東京都後期高齢者医療広域連合議会

令和4年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

目 次

○出席議員	1
○欠席議員	1
○説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○開会及び開議の宣告	3
○広域連合長のあいさつ	3
○議席の指定	3
○諸般の報告	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○東京都後期高齢者医療広域連合議会議長辞職許可	4
○選挙第1号	5
○前議長退任のあいさつ	6
○新議長就任のあいさつ	6
○同意第1号の上程、説明、採決	6
○同意第2号の上程、説明、採決	6
○同意第3号の上程、説明、採決	7
○副広域連合長（区の長）就任のあいさつ	8
○副広域連合長（知識経験者）就任のあいさつ	8
○同意第4号の上程、説明、採決	8
○新監査委員就任のあいさつ	9
○議案第6号の上程、説明、質疑、採決	9
○議案第7号及び議案第8号の一括上程、説明、採決	11

○議員提出議案第 1 号の上程、採決	1 2
○閉会の宣告	1 2
○会議録署名	1 3
○議決結果等	1 5
○議席表	1 6

令和4年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

令和4年7月28日 午後2時00分開議

出席議員（26名）

1番	池田	ともり	2番	木村	克一
3番	鵜飼	雅彦	4番	田中	としかね
5番	水島	道徳	6番	加藤	拓
7番	榎本	雄一	8番	石田	秀男
10番	湯本	良太郎	11番	斎藤	竜一
13番	磯	一昭	14番	志村	博司
15番	藤井	たかし	17番	福本	光浩
18番	篠原	有加	19番	内藤	美貴子
20番	田中	美穂	21番	五十嵐	京子
23番	鈴木	洋子	24番	清水	あづさ
25番	佐野	久美子	26番	高柳	貴美代
27番	武藤	政義	28番	しの	浩司
29番	中村	庄一郎	30番	山崎	源重

欠席議員（5名）

9番	田島	けんじ	12番	大熊	昌巳
16番	工藤	哲也	22番	吉本	ゆうすけ
31番	坂上	長一			

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	山崎	孝明	副広域連合長	武井	雅昭
副広域連合長	杉浦	裕之	副広域連合長	大井	哲爾
総務部長	新井	樹夫	保険部長	佐藤	智恵
総務課長	西谷	淳	企画調整課長	大関	久美子
管理課長	白鳥	幹明	保険課長	中澤	功志
債権管理課長	大田	修一	会計管理者	原田	茂実

代表監査委員 清水 耕 次

選挙管理委員会
書記 長

大 関 久美子

職務のため出席した者の職氏名

書記 長 西 谷 淳 書記 岩 月 稔 将

書記 高 橋 朋 子 書記 有 海 翔

議事日程

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 同意第 1 号 東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について
- 第 3 同意第 2 号 東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について
- 第 4 同意第 3 号 東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について
- 第 5 同意第 4 号 東京都後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について
- 第 6 議案第 6 号 訴えの提起について
- 第 7 議案第 7 号 東京都後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 8 号 東京都後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議員提出議案第 1 号 東京都後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則

追加議事日程

- 第 1 東京都後期高齢者医療広域連合議会議長辞職許可
- 第 2 選挙第 1 号 東京都後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙

会議に付した事件

議事日程のとおり

午後2時00分 開会

○磯議長 ただいまから令和4年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員は26名でございます。

欠席の届出は、9番、田島議員、12番、大熊議員、16番、工藤議員、22番、吉本議員、31番、坂上議員の5名でございます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

また、議案説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、広域連合長以下、関係職員の出席を求めましたので、ご報告をいたします。

初めに、広域連合長より発言の申出がございますので、許可をいたします。

山崎広域連合長。

○山崎広域連合長 広域連合長の山崎でございます。

第1回臨時会の開会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

本年からいよいよ団塊の世代が後期高齢者になり始めた中、令和4年度、5年度の新たな保険財政期間が4月からスタートいたしました。今期の保険料率の改定に当たりましては、特別対策を継続するなど保険料率の増を極力抑制することができました。議員の皆様、各市区町村のご理解とご協力に改めて感謝申し上げます。

次に、新型コロナウイルスについては、現在、感染が増加傾向となり、終息に向けては依然、先行きが不透明な状況が続いています。そうした中、東京都内の後期高齢者が加入する私ども医療保険制度は重要度が高まるばかりと認識しております。引き続き皆様方のご理解、ご協力を得ながら都民のために後期高齢者医療制度の円滑な運営を進めてまいります。

本臨時会には、人事案件4件、事件案1件、条例改正2件を提出しております。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○磯議長 次に、議席の指定を行います。

新たに選出された議員の議席につきましては、会議規則第3条第2項の規定により、本日、お手元に配付いたしました議席表のとおり指定をいたします。

次に、書記長より諸般の報告をいたします。

書記長。

○西谷書記長 それでは、本日議場配付いたしました文書等につきましてご報告をいたします。

1点目、東京都後期高齢者医療広域連合議会議席表。

2点目、令和4年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会議事日程（第1号）。

3点目、令和4年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会発言通告表。

4点目、令和4年1月分から6月分までの例月出納検査の結果について、でございます。

この配付をもちまして内容の朗読は省略させていただきますので、ご了承お願いいたします。
報告は以上でございます。

○磯議長 ご苦労さまでした。

続きまして、会議録署名議員をご指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定に基づき、6番、加藤拓議員、23番、鈴木洋子議員をご指名申し上げます。

これより、本日お手元に配付いたしました議事日程に従い、議事を進行いたします。

日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○磯議長 ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定をいたします。

この際、議事の都合により暫時休憩いたします。

午後2時04分 休憩

(磯一昭議長 退場)

(副議長、議長と交代)

午後2時05分 再開

○篠原副議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

暫時、私が議長の職務を執行いたします。

追加日程をお配りいたしますので、そのままお待ちください。

(追加日程第1配付)

○篠原副議長 お諮りいたします。

磯一昭議長から本日をもって議長の職を辞したい旨の願い出が提出されました。よって、東京都後期高齢者医療広域連合議会議長辞職許可を本日の日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○篠原副議長 ご異議なしと認めます。

追加日程第1、東京都後期高齢者医療広域連合議会議長辞職許可を議題といたします。

お諮りいたします。

磯一昭議長の議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○篠原副議長 ご異議なしと認めます。

よって、磯一昭議長の議長辞職を許可することに決定いたしました。

除斥の議事が終了いたしましたので、磯一昭前議長の再出席を求めます。

(磯一昭前議長 入場)

○篠原副議長 追加日程をお配りいたしますので、そのままお待ちください。

(追加日程第2 配付)

○篠原副議長 お諮りいたします。

ただいま議長が欠けましたので、直ちに議長選挙を行います。

東京都後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙を本日の日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○篠原副議長 ご異議なしと認めます。

追加日程第2、選挙第1号、東京都後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行いたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○篠原副議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法につきましては、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名推選の方法につきましては、副議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○篠原副議長 ご異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

東京都後期高齢者医療広域連合議会議長に池田ともり議員をご指名いたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○篠原副議長 ご異議なしと認めます。

よって、東京都後期高齢者医療広域連合議会議長に池田ともり議員が当選いたしました。

ただいま当選されました池田ともり議員が議場におられますので、口頭をもってこの旨告知いたします。

それでは、ここで磯一昭前議長から退任のごあいさつをお願いいたします。

○磯前議長 議長退任に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

篠原副議長をはじめ、山崎広域連合長ほか多くの皆様にご協力をいただきまして、1年間務めさせていただくことができました。これまで本当にどうもありがとうございました。

○篠原副議長 ありがとうございます。

それでは、池田ともり議長、議長席をお願いいたします。

(議長、副議長と交代)

○池田議長 ただいま皆様のご推挙をいただきまして、議長職を務めさせていただくことになりました千代田区の池田でございます。円滑な議会運営に努めてまいりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、引き続き議事を進行いたします。

日程第2、同意第1号、東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山崎広域連合長。

○山崎広域連合長 議案集の1ページをお開きください。

同意第1号についてご説明いたします。

広域連合規約第12条第4項に基づき、区の長から選任いたしております武井雅昭副広域連合長は、令和4年7月29日に任期が満了いたします。後任につきましては、引き続き武井雅昭港区長が適任と判断し、選任の同意をお願いするものでございます。

以上、何とぞご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○池田議長 同意第1号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

同意第1号につきまして、提案のとおり選任同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○池田議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第1号は提案のとおり選任同意することに決定いたしました。

次に、日程第3、同意第2号、東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山崎広域連合長。

○山崎広域連合長 議案集の5ページをお開きください。

同意第2号についてご説明いたします。

広域連合規約第12条第4項に基づき、市の長から選任いたしておりました石坂丈一副広域連合長は、令和4年3月8日に町田市長の任期が満了いたしましたので、現在、副広域連合長が欠けている状況でございます。後任につきましては、引き続き町田市長に再選された石坂丈一市長が適任と判断し、選任の同意をお願いするものでございます。

以上、何とぞご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○池田議長 同意第2号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

同意第2号につきまして、提案のとおり選任同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○池田議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第2号は提案のとおり選任同意することに決定いたしました。

次に、日程第4、同意第3号、東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山崎広域連合長。

○山崎広域連合長 議案集の9ページをお開きください。

同意第3号についてご説明いたします。

広域連合規約第12条第4項に基づき、地方公共団体の運営に関し、知識経験を有する者から選任しております大井哲爾副広域連合長は、令和4年8月3日に任期が満了いたします。後任につきましては、引き続き大井哲爾氏が適任と判断し、選任の同意をお願いするものでございます。

以上、何とぞご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○池田議長 同意第3号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

同意第3号につきまして、提案のとおり選任同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○池田議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第3号は提案のとおり選任同意することに決定いたしました。

ここで、ただいま選任同意されました武井副広域連合長及び大井副広域連合長に順次就任のごあい

さつをお願いいたします。

まず、武井副広域連合長からお願いいたします。

○武井副広域連合長 ただいまご紹介をいただきました港区長の武井でございます。

このたびは副広域連合長への再度の選任にご同意を賜り、誠にありがとうございます。副広域連合長の職責を誠実に務めてまいりますので、引き続きご指導、ご協力のほどお願いを申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

○池田議長 続きまして、大井副広域連合長、お願いいたします。

○大井副広域連合長 ただいまご紹介をいただきました副広域連合長の大井でございます。

このたびは副広域連合長への再度の選任にご同意を賜り、誠にありがとうございます。副広域連合長の職責を誠実に務めてまいりますので、引き続きご指導、ご協力のほどお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○池田議長 ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

なお、副広域連合長に選任されました石阪副広域連合長につきましては、本日、他の公務のため欠席でございます。

次に、日程第5、同意第4号、東京都後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意についてを議題といたします。

本件は水島道徳議員に関することで、地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、ご退席をお願いいたします。

(水島道徳議員 退場)

○池田議長 本件について、提案理由の説明を求めます。

山崎広域連合長。

○山崎広域連合長 議案集の13ページをお開きください。

同意第4号についてご説明いたします。

広域連合規約第16条第2項に基づき、広域連合議会議員のうちから選任されておりました古性重則監査委員が令和4年6月8日付で広域連合議員を辞職されましたので、現在、議員選出の監査委員が欠けている状況でございます。後任につきましては、水島道徳議員が適任と判断し、選任の同意をお願いするものでございます。

以上、何とぞご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○池田議長 同意第4号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

同意第4号につきまして、提案のとおり選任同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○池田議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第4号は提案のとおり選任同意することに決定いたしました。

除斥の議事が終了いたしましたので、水島道徳議員の再出席を求めます。

(水島道徳議員 入場)

○池田議長 それでは、ここで水島道徳議員から就任のごあいさつをお願いいたします。

○水島監査委員 ただいま監査委員に選任いただきました台東区の水島でございます。

監査業務につきましては、どちらの自治体におきましても都民の方々の関心が高く、重要性を増しております。皆様のお力添えを賜りながら、しっかりと職務を全うさせていただきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくをお願いいたします。

○池田議長 ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

次に、日程第6、議案第6号、訴えの提起についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井副広域連合長。

○大井副広域連合長 議案集の17ページをお開き願います。

議案第6号、訴えの提起についてご説明を申し上げます。

本訴えの提起は、第三者行為によって生じた後期高齢者医療給付について損害賠償を請求するものであります。

本件の概要であります。平成30年10月に徒歩で道路を横断中の被保険者が加害者車両と接触した事故によって受傷し、入院加療を受けました。広域連合が療養の給付に要する費用を保険医療機関に支払ったため、高齢者の医療の確保に関する法律第58条の規定により、加害者に対する被保険者の損害賠償請求権を代位取得しております。その後、再三にわたる求償を行ってまいりましたが、全額の支払いに応じないため、本年6月に弁護士と損害賠償請求等を目的とする委託契約を締結いたしました。

加害者らに対して、本年6月24日までに全額支払うよう文書で求めてまいりましたが、いまだ支払いがないため、地方自治法第240条第2項及び債権管理条例第9条の規定に基づき、加害者らを被告とし、訴訟の目的の価額を309万7,314円とする本訴えを提起するものであります。

以上、甚だ簡単であります。説明といたします。何とぞご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○池田議長 これより質疑を行います。

議案第6号につきまして通告がございましたので、発言を許可いたします。

20番、田中美穂議員。

○田中（美）議員 20番、町田市の田中美穂です。

議長のお許しを得ましたので、通告に従い質疑を行います。

議案第6号の訴えの提起については反対をするものではありません。詳細を確認したいと思います。

まず1点目です。今回のように議案として議会に諮られるのは、昨年度の第2回定例会にも類似の訴えの提起がありますが、今回は被保険者と自動車との事故ということです。提起の根拠について改めて詳細を伺います。

1、本議案の訴訟の提起はどのような法律、条例にのっとり行われるものか。

2点目は、内容を伺った際に率直に疑問を持った点を伺います。通常、自動車の事故であれば保険会社からの支払いや交渉になると思いますが、今回のケースはどうだったのか伺います。

2、被保険者と自動車の事故とあるが、相手方の任意保険で対応できなかったのか、その理由は。

3点目は、相手方とどのような支払いを求めるやり取りを行ってきたのか、一部支払いがあったということでは引き続きの支払いを求めることができなかったのか、大まかで構いませんので、経過を伺いたいと思います。

3、相手方からは一部7万円の支払いがあったとあるが、支払いをしてもらうようどのような働きかけを行ってきたのか。

以上3点、よろしくお願いいたします。

○池田議長 それでは、答弁を求めます。

債権管理課長。

○大田債権管理課長 それでは、田中議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目でございますが、本債権は民法に定めのある不法行為による損害賠償を請求するものであり、高齢者の医療の確保に関する法律の規定によって、都広域連合が被保険者の損害賠償請求権を代位取得したものでございます。本訴えの提起の根拠法令等についてですが、地方自治法及び都広域連合の債権管理条例において、督促をした後、相当の期間を経過してもなお履行されないときは、訴訟手続によりその履行を請求すると定めており、それに基づき訴えを提起するものでございます。

次に2点目でございますが、任意保険については加害者が未加入であったため対応できない状況でございます。

最後に3点目でございますが、支払いに対する働きかけについては、平成31年1月に治療が完了し、4月に求償事務を委託している国保連より自賠責保険を請求、翌令和2年2月に自賠責保険が下り、加害者への請求額が確定しましたので、3月に最初の請求通知を送付いたしました。その後、支払いがなかったため、5回にわたる督促状の送付と相当回数に及ぶ電話連絡の結果、加害者の過失割合が85%であることを確認し、令和3年5月に加害者から分割納付誓約書が提出されました。令和3年11月までに請求金額の一部7万円の支払いがあったものの、その後、支払いが滞ったため、さらに督促

状の送付と電話連絡を行い働きかけを続けてまいりましたが、現時点では過失割合に異論を唱え、支払いにも応じないと主張しております。

このような経緯を経て、令和4年6月に弁護士に債権回収を委託し、改めて加害者らに文書で支払いを求めましたが、今日まで支払いがない状況でございます。

説明は以上でございます。

○池田議長 以上をもって質疑を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第6号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池田議長 賛成者全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第7号、東京都後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例及び日程第8、議案第8号、東京都後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井副広域連合長。

○大井副広域連合長 ただいま一括議題となりました議案第7号、東京都後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第8号、東京都後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明をいたします。

広域連合職員の勤務条件等は、特別区職員に準拠することが設立時からの運用となっております。昨年度末に各区において見直しがあったことに伴い、本広域連合の条例改正を行うものであります。

まず、議案集の21ページをお開きください。

まず、議案第7号、東京都後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

先般、国が示した妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置に基づき、不妊治療のための休暇が新設をされたため、本条例を改正するものであります。

次に、議案集の23ページをお開き願います。

議案第8号、東京都後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明をいたします。

先般、国が示しました妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置に基づき、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和するとともに、育児休業等を取得しやすい勤務環境の整備に関す

る措置が導入されたため、本条例を改正するものであります。

なお、それぞれの附則におきまして、施行については公布の日からとし、令和4年4月1日に遡及して適用することとしております。

以上、甚だ簡単であります。説明といたします。何とぞご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○池田議長 議案第7号及び議案第8号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより1件ずつ採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第7号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池田議長 賛成者全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第8号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池田議長 賛成者全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第9、議員提出議案第1号、東京都後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

お諮りいたします。

本議案につきましては、議員31人全員からの提出議案でありますので、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○池田議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

お諮りいたします。

議員提出議案第1号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○池田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって、令和4年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。

ご協力いただき、ありがとうございました。

午後2時31分 閉会

前 議 長 磯 一 昭

副 議 長 篠 原 有 加

議 長 池 田 ともり

署 名 議 員 加 藤 拓

署 名 議 員 鈴 木 洋 子

令和4年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会における議決結果等一覧

1 東京都後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙

職名	氏名	所属議会	選挙結果
議長	池田 ともり (イケダ トモノリ)	千代田区議会	当選

2 広域連合長提出議案

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
同意第1号	東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について	7月28日	同意
同意第2号	東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について	7月28日	同意
同意第3号	東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について	7月28日	同意
同意第4号	東京都後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について	7月28日	同意
議案第6号	訴えの提起について	7月28日	原案可決
議案第7号	東京都後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	7月28日	原案可決
議案第8号	東京都後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	7月28日	原案可決

3 議員提出議案

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議員提出議案 第1号	東京都後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則	7月28日	原案可決

東京都後期高齢者医療広域連合議会 議席表

議席番号	所属議会	氏名
1	千代田区議会	池田 ともりの
2	中央区議会	木村 克一
3	港区議会	鵜飼 雅彦
4	文京区議会	田中 としかね
5	台東区議会	水島 道徳
6	墨田区議会	加藤 拓
7	江東区議会	榎本 雄一
8	品川区議会	石田 秀男
9	目黒区議会	田島 けんじ
10	大田区議会	湯本 良太郎
11	渋谷区議会	斎藤 竜一
12	杉並区議会	大熊 昌巳
13	豊島区議会	磯 一昭
14	荒川区議会	志村 博司
15	練馬区議会	藤井 たかし
16	足立区議会	工藤 哲也
17	江戸川区議会	福本 光浩
18	昭島市議会	篠原 有加
19	調布市議会	内藤 美貴子
20	町田市議会	田中 美穂
21	小金井市議会	五十嵐 京子
22	小平市議会	吉本 ゆうすけ
23	日野市議会	鈴木 洋子
24	東村山市議会	清水 あづさ
25	国分寺市議会	佐野 久美子
26	国立市議会	高柳 貴美代
27	福生市議会	武藤 政義
28	狛江市議会	しの 浩司
29	東大和市議会	中村 庄一郎
30	檜原村議会	山寄 源重
31	大島町議会	坂上 長一